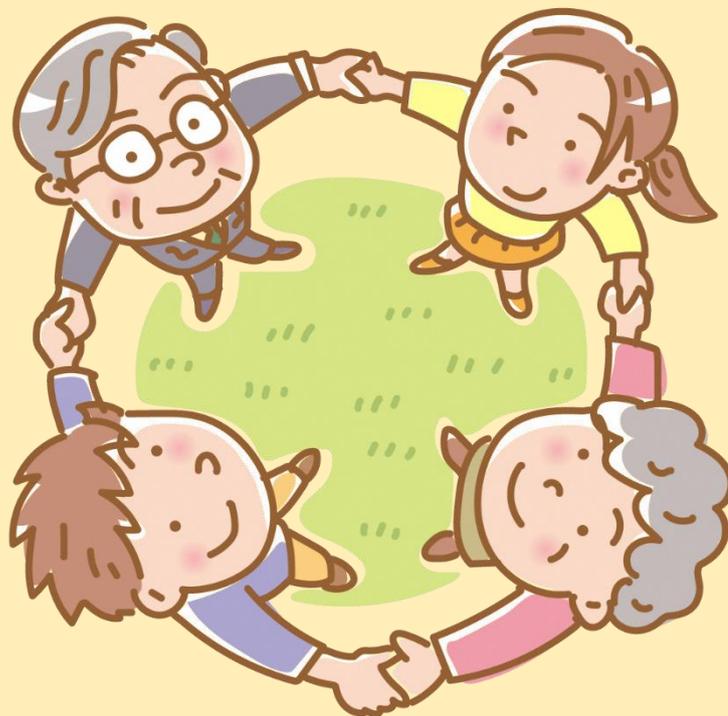


守山いきいきプラン2024

守山市高齢者福祉計画

守山市介護保険事業計画

*** 概要版 ***



令和6年3月

守山市

計画の策定にあたって

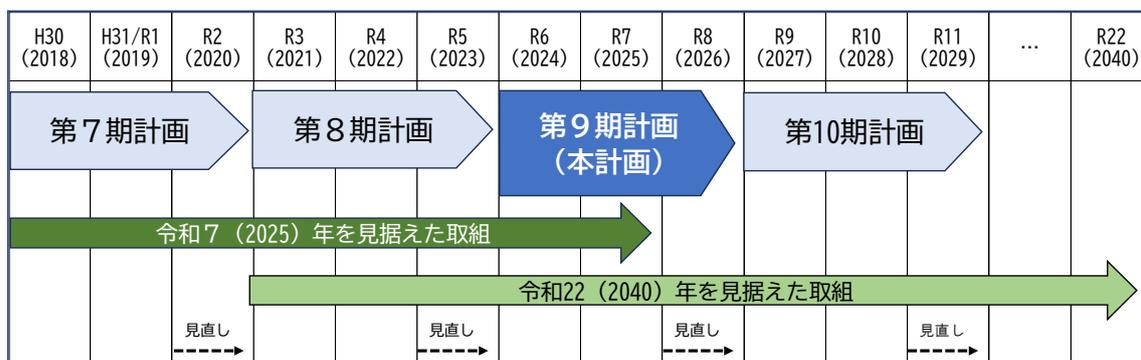
計画策定の趣旨

本市では、これまでから地域における保健・福祉サービスの推進や、介護保険制度の円滑な実施・運営を通じて、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。

今回の計画策定においては、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくため、本市がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「守山いきいきプラン2024(守山市高齢者福祉計画、守山市介護保険事業計画)」(以下「本計画」という。)を策定します。

計画の期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を迎える体制を整えるとともに、全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を念頭に置き、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を1期とする計画です。



日常生活圏域

日常生活圏域は3圏域とし、守山・小津学区を南部、吉身・玉津学区を中部、河西・速野・中洲学区を北部と設定します。

■日常生活圏域

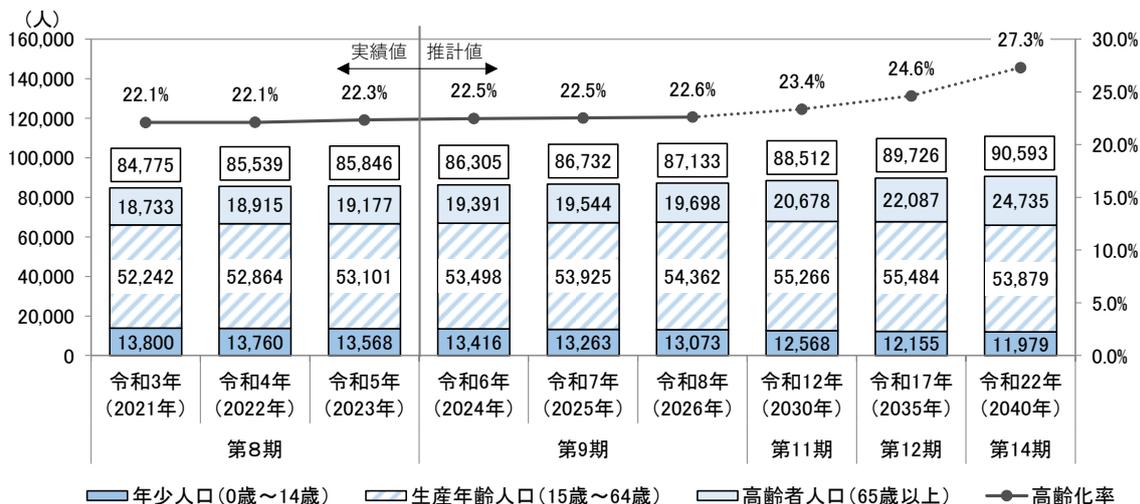
(上段：令和5年9月末時点 下段：第9期計画における令和7年の推計)

項目	圏域			全市
	南部 守山・小津	中部 吉身・玉津	北部 河西・速野・中洲	
人口	33,714人	22,132人	30,000人	85,846人
	34,098人	22,290人	30,344人	86,732人
高齢者数	6,567人	5,082人	7,528人	19,177人
	6,679人	5,120人	7,745人	19,544人
高齢化率	19.5%	23.0%	25.1%	22.3%
	19.6%	23.0%	25.5%	22.5%

高齢者を取り巻く現状と推計

高齢者人口の推移と推計

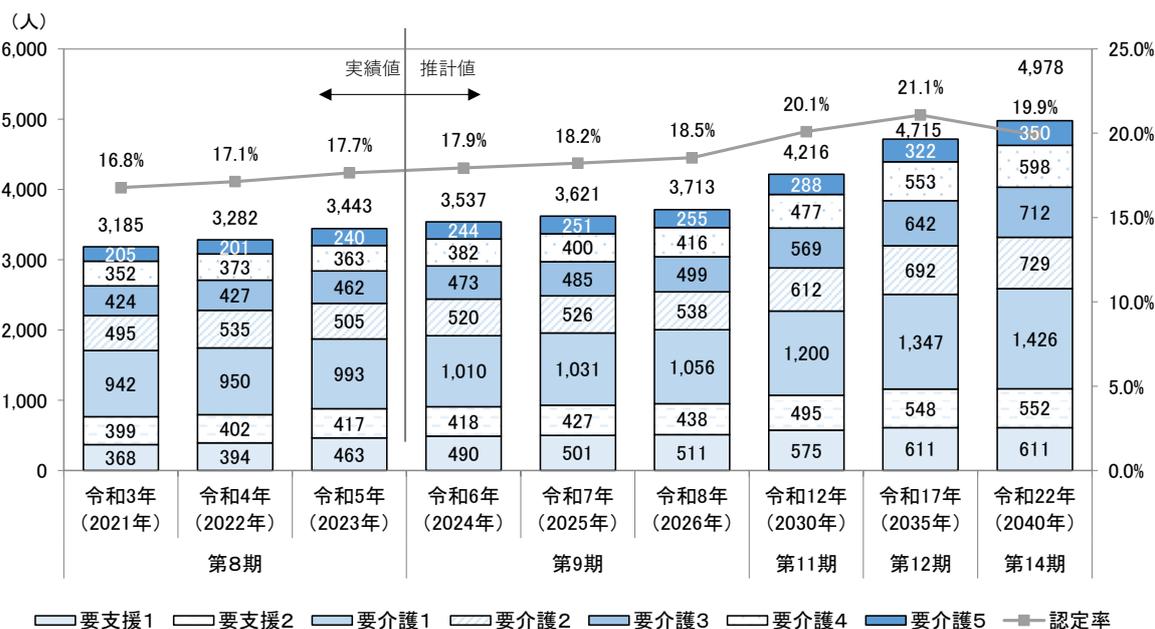
総人口はおおむね増加傾向で推移し、高齢者数も増加を続ける見込みです。高齢化率は上昇していくと考えられ、令和5(2023)年には 22.3%でしたが、令和8(2026)年では 22.6%、令和 22(2040)年には 27.3%となる推計となっています。



※実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値は実績値をもとにコーホート変化率法で推計

要支援・要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和8(2026)年では 3,713 人、令和 17(2035)年では 4,715 人、令和 22(2040)年では 4,978 人となる見込みです。認定率も上昇傾向で推移しており、令和8(2026)年では 18.5%、令和 17(2035)年では 21.1%となる見込みです。



※厚生労働省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)

※地域包括ケア「見える化」システム：都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム

計画の基本理念・基本目標・施策体系

行政による介護サービスや高齢者福祉サービス等を充実していくことはもとより、地域住民や介護サービス事業者等の民間事業者を含めた地域における支え合いの促進が大切です。第9期計画では、地域共生社会の実現をめざして、健康寿命の延伸と地域包括ケアシステムの深化・推進、介護体制の充実に向けた取組を進めていくこととし、次のとおり基本理念、基本目標を定めます。

基本理念 みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち 守山

基本目標Ⅰ 健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進

1. 積極的な健康づくり
2. みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進 重点的な取組
3. 生きがいのある暮らしへの支援

基本目標Ⅱ みんなで支え合う地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域包括支援センターの機能強化 重点的な取組
2. 在宅医療と介護の連携強化
3. 高齢者の尊厳の保持
4. 地域全体で取り組む認知症対策の充実（「共生」「予防」） 重点的な取組
5. 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり 重点的な取組
6. 高齢者の住まいと生活環境（移動支援等）の充実 重点的な取組

基本目標Ⅲ 高齢者と家族を支える介護体制の充実

1. 介護サービスの充実と在宅生活への支援 重点的な取組
2. 介護人材の確保・育成・定着 重点的な取組
3. 身近な情報提供・相談体制の充実
4. 介護保険制度の適正・円滑な運営
5. 災害・感染症対策に係る体制整備

重点的な取組

「みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち 守山」の実現により、住みやすさ日本一を目指して、本計画における重点的な取組について、次のとおり設定します。

※重点的な取組以外は、計画書本編をご覧ください。

基本目標Ⅰ 健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進

1 みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進

地域の通いの場や認知症カフェ等への積極的な関与により、フレイル予防や認知症予防への取組を強化します。取組の中では、保健事業と介護予防の一体的実施により、生活習慣病や筋骨格系疾患等の重症化予防・全身の健康状態への影響があるオーラルフレイル[※]予防等に関する周知啓発に努め、健康寿命の延伸を図ります。

また、要支援者等に対し、専門職による適切なリハビリテーション等を促進することで、重症化を予防し、状態の改善につながる取組を推進します。

取組内容

- 介護予防を推進する地域活動に対する立ち上げ支援および継続支援
- リハビリテーション専門職を活用した地域におけるリハビリテーションの効果的な推進
- 介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発 など

※ オーラルフレイル:口腔機能の軽微な低下や食の偏りなど、身体の衰え(フレイル)の一つ。

基本目標Ⅱ みんなで支え合う地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センターの機能強化

各圏域の地域包括支援センターに配置する保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーに加え、認知症地域支援推進員等を配置し、人員体制を強化することにより、相談支援体制の充実を図るとともに、より地域に根ざしたきめ細やかな事業運営に努めます。

取組内容

- 地域包括支援センターにおける相談支援体制の強化・充実
- 地域包括支援センターが身近な相談窓口であることについての周知・啓発 など

2 地域全体で取り組む認知症対策の充実(「共生」「予防」)

認知症に対する理解を深め、住民による見守りネットワークを構築するため、学校や自治会、事業所等において、認知症サポーター養成講座や講演会を開催し、認知症の正しい知識や見守り支援の必要性について普及啓発に努めます。また、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援体制の充実・強化を図ります。

取組内容

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発、チームオレンジの立ち上げ等による支え合いの地域づくり
- かかりつけ医や認知症相談医と連携した認知症の早期発見・早期支援の取組 など

3 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり

支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に努め、学区や自治会等で活動するさまざまな機関・団体等と連携した地域福祉活動の展開を図ります。また、消費者被害等の犯罪や災害に備え、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

取組内容

- 高齢者が主体となった活動の立ち上げ支援や、地域の多様な主体の参加促進による生活支援体制の整備
- 消費者被害の防止、防災意識の啓発、福祉避難所の確保 など

4 高齢者の住まいと生活環境(移動支援等)の充実

高齢者が安心して快適に暮らせる多様な住まいの確保に努めます。また、「モーリーカー」の運行など、高齢者の状態やニーズに応じた移動支援策の検討を進め、社会参加が可能な地域づくりを推進します。

取組内容

- 高齢者の住まいや住宅改修に関する支援
- モーリーカーの運行、福祉有償運送事業などの移動支援の充実 など



基本目標Ⅲ 高齢者と家族を支える介護体制の充実

1 介護サービスの充実と在宅生活への支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、要介護者や家族が在宅で安定した介護生活を送ることができるよう、状態やニーズに応じた多様な居宅サービスの提供や地域密着型サービスの充実、また在宅生活を支えるための福祉サービスの充実を図ります。

取組内容

- 介護サービスの充実、日常生活支援の充実、地域密着型サービスの推進
- 地域密着型サービスの計画的な整備 など

2 介護人材の確保・育成・定着

介護職員の負担軽減、介護の職場の魅力発信等により、介護人材の確保・育成・定着に努めます。また、ICTの活用による事務業務等の簡易化、効率化を図るとともに、介護ロボットの活用による負担軽減に向けた支援を行います。また、介護サービス事業所の職員を対象に、知識や技術向上のための研修や講演会等を実施することにより、人材の育成を図ります。

取組内容

- 市独自補助金による支援および近隣他市等と連携した介護人材の確保・育成・定着に向けた支援
- ICT等の活用による業務効率化の促進

介護保険料(第1号被保険者保険料)の算定

介護保険の財源構成

本計画の第9期事業期間では、第8期事業期間と同じく、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者は27%となります。

項目 財源主体	■介護保険給付費の財源構成 (居宅および施設給付費)		■地域支援事業費の 財源構成	
	施設等以外分 (居宅・地域 密着等)	施設等分	介護予防・ 日常生活支援 総合事業	包括的支援事業 ・任意事業
国	20.0%	15.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	—
県	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—
合計	100%	100%	100%	100%

第1号被保険者の保険料(令和6～8年度)

本市では、低所得者に対する保険料の軽減を図るため、所得段階を13段階としました。第9期における第1号被保険者の保険料は以下のとおりで、基準月額は5,900円です。

所得段階	内容	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税者 本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.285※	20,178円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 0.485※	34,338円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 0.685※	48,498円
第4段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	63,720円
第5段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 5,900円/月	70,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満	基準額 ×1.2	84,960円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額 ×1.3	92,040円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額 ×1.5	106,200円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額 ×1.7	120,360円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 ×1.9	134,520円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 ×2.1	148,680円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額 ×2.3	162,840円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.4	169,920円

※公費投入による軽減後の料率を記載しています。